

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 8月16日

【会社名】 株式会社アークコア

【英訳名】 ArkCore, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 正渡 康弘

【本店の所在の場所】 東京都足立区椿二丁目 2番 2号

【電話番号】 03(5837)3611（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 土屋 勉

【最寄りの連絡場所】 東京都足立区椿二丁目 2番 2号

【電話番号】 03(5837)3611（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 土屋 勉

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

【届出の対象とした募集金額】  
その他の者に対する割当 1,285,875円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
118,735,875円  
（注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
（愛知県名古屋市中区栄三丁目 8番20号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	3,375個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,285,875円
発行価格	新株予約権1個につき381円(新株予約権の目的である株式1株当たり3.81円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年10月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アーコア管理本部 東京都足立区椿二丁目2番2号
払込期日	平成29年10月11日
割当日	平成29年10月11日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行田町支店

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社アーコア(以下「当社」といいます。)第5回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集は、平成29年8月16日(水)開催の当社取締役会決議によるものであります。ただし、本新株予約権の発行については、平成29年10月10日(火)開催予定の臨時株主総会における議案の承認(普通決議)を条件としております。
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は337,500株、割当株式数(別欄「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 当社は、平成30年1月上旬に公表する予定の平成30年2月期第3四半期に係る決算短信において当社が開示する四半期連結貸借対照表における連結純資産の額が0円未満である場合、同決算短信が開示された日から3営業日(別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定義する。)が経過した日の翌営業日に新株予約権者に対し、書面又は電磁的方法により通知することにより、当社が指定する個数の本新株予約権の行使を指示することができる。この場合、行使価額は行使指示が行われた日の翌営業日に、上記行使指示が行われた日の株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」という。)の当社普通株式の市場終値(ただし、同取引所において当社普通株式の普通取引が同取引所の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)又は下限(ストップ安)のまま終了した場合(同取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)はその翌営業日の終値)の75%(ただし、下限を当初行使価額の30%である104円とし、1円未満の端数が生じる場合には、四捨五入する。)に修正される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額が修正されるのは、本欄第2項に記載の1回のみである。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額の下限は、104円である。</p> <p>5. 割当株式数の上限 337,500株(平成29年2月28日時点の発行済株式総数に対する割合は17.13%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 36,385,875円(ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</p>
--------------------------	--

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は337,500株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金348円とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 当社は、平成30年1月上旬に公表する予定の平成30年2月期第3四半期に係る決算短信において当社が開示する四半期連結貸借対照表における連結純資産の額が0円未満である場合、同決算短信が開示された日から3営業日（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいう。）が経過した日の翌営業日に新株予約権者に対し、書面又は電磁的方法により通知することにより、当社が指定する個数の本新株予約権の行使を指示することができる（以下「行使指示」という。）。この場合、行使価額は行使指示が行われた日の翌営業日に、行使指示が行われた日の名古屋証券取引所の当社普通株式の市場終値（ただし、同取引所において当社普通株式の普通取引が同取引所の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）又は下限（ストップ安）のまま終了した場合（同取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）はその翌営業日の終値）の75%（ただし、下限を当初行使価額の30%である104円とし、1円未満の端数が生じる場合には、四捨五入する。）に修正される。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、および会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	118,735,875円 (注)但し、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年10月11日から平成31年10月10日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社アークコア管理本部</p> <p>東京都足立区椿二丁目2番2号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 田町支店</p> <p>東京都港区芝5-33-1</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権者に対して通知することにより、当該通知日から30営業日が経過する日をもって、同日に残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる。</p> <p>2. 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から1年11ヶ月経過した場合、又は、割当日以降、当社普通株式が名古屋証券取引所より監理銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合において、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは、当社、連結子会社の株式会社福田モーター商会、株式会社アークコアライフの計3社で構成されており、当社及び株式会社福田モーター商会はバイク事業に、株式会社アークコアライフはフィットネス事業に取り組んでおります。

当社グループでは、フィットネス事業において平成29年2月期に開店したフィットネスジム5店舗分の設備投資による多額の減価償却費の負担が発生していること及びバイク事業においてバイク販売台数、販売単価、粗利単価の低迷を主因とする営業成績の不振が影響し、平成29年2月期において親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、連結貸借対照表上76,589千円の債務超過となったため、名古屋証券取引所セントレックス市場の株式上場廃止基準第2条の2第1項第4号(債務超過)の規定に基づき、上場廃止基準にかかる猶予期間に入っており、平成30年2月期末時点で連結貸借対照表における債務超過を解消できなかった場合には上場廃止となる見込みです。

また、平成30年2月期第1四半期においても親会社株主に帰属する四半期純損失32,303千円を計上した結果、四半期連結貸借対照表上108,892千円と債務超過額が増加いたしました。

当社グループは、当該状況を解消し、安定的な収益を確保するための企業体質を早急に構築するために、バイク事業においては、当社での中古バイク買取台数の減少傾向に歯止めをかけるべく、中古バイク査定・買取部門の従業員の増員と当該部門への営業教育の強化を図ることで買取台数の増加から販売台数の増加につなげること、また、当社子会社ではBMWなどの外国製バイクの新車販売に注力するだけでなく、下取り車両を中心とした中古車の販路を拡大することなどに取り組んでおります。

フィットネス事業においては、当社子会社の既存店舗の認知度向上のために、ポスターや店舗周辺施設等でのポスター、リーフレットの設置など各種宣伝施策に取り組み、新規会員の獲得に努め、また、既存会員向けにはパーソナルトレーニング等のトレーニングメニューを充実させるなど顧客満足度の向上に取り組み、退会抑止に努めております。

当社グループは、平成30年2月期第1四半期末における現金及び預金の残高は374,781千円であるものの、一方で長期借入金残高は1,204,962千円、うち1年内返済予定の長期借入金は392,467千円となっております。当社は、取引金融機関に対してバイク事業の運転資金として借り換え及び新規借入の申し込みをしても、これに応じていただくことが厳しい状況になっております。取引金融機関への返済資金に充当することも考慮すると、今後の運転資金として十分な額を確保しているとは言い難い状況にあります。

当社グループの資金状況としましては、フィットネス事業は店舗内装工事及びフィットネスマシン購入等開店までに多額の設備投資が発生しますが、その後は商品等の仕入が原則として発生しないため、バイク事

業と比較して運転資金は少額であります。一方、バイク事業は高価格の外国製バイクの仕入及び中古バイクの買取り等に係る運転資金が多額であります。

そのため、議決権ベースでは27%を超える希薄化率になるものの、負債ではなく資本に算入される新株予約権による資金調達によって、当社の財務基盤を強化し、上記営業施策で債務超過を解消できない場合に備えるとともに、バイク事業の仕入資金の一部に充当するため、本新株予約権の発行を決定致しました。

## (2) 資金調達方法の概要

本新株予約権の発行による資金調達は、AK Capital株式会社(以下「AK Capital」といいます。)に対し本新株予約権を割り当て、AK Capitalによる本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。原則、本新株予約権の行使価額は固定され、行使期間において当社株価が行使価額を上回っている時点において行使が進捗することが期待されます。

一方、平成29年2月期末時点での当社連結貸借対照表における連結純資産の額が0円未満となっており、債務超過解消が当社の喫緊の課題となっております。今後、債務超過の状態が継続した場合に備え、本新株予約権には、当社による適時適切な資金調達の蓋然性の確保が可能となるセーフティ・ネット条項が付与されております。当該セーフティ・ネット条項によって、当社は、平成30年1月上旬に公表する予定の平成30年2月期第3四半期決算短信において当社が開示する四半期連結貸借対照表における連結純資産の額が0円未満である場合に限り、同決算短信が開示された日から3営業日経過した日の翌営業日に通知することにより、AK Capitalに対し、当社が指定する個数の本新株予約権の行使を指示することができます(「行使指示」)。行使指示が行われた場合、AK Capitalは、行使指示が行われた日の翌営業日以降平成30年2月28日までの間に、行使指示において指定された本新株予約権の個数以上の本新株予約権の行使及び当該行使に係る払込みを行う義務を負います。行使指示が行われた場合、行使価額修正条項に基づき、行使価額は行使指示が行われた日の翌営業日に、行使指示が行われた日の名古屋証券取引所の当社株式の市場終値(ただし、同取引所において当社普通株式の普通取引が同取引所の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)又は下限(ストップ安)のまま終了した場合(同取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)はその翌営業日の終値)の75%(ただし、下限を当初行使価額の30%である104円とします。1円未満の端数が生じる場合には、四捨五入します。)に修正され(以下「修正後行使価額」といいます。)、修正後行使価額は変動せず、以降固定となります。当社が行使指示において指定できる本新株予約権の個数は、行使指示時点で当社において確認されている残存する本新株予約権の個数を最大とし、但し修正後行使価額に当該本新株予約権の個数を乗じた払込金額の合計額が80百万円以上となる場合には、当該払込金額の合計が80百万円未満となるよう、当社指定の本新株予約権の個数が調整されます。

これにより、当社の株価上昇時には、債務超過解消のため合理的に調達が必要となる資金額以上に本新株予約権の行使が強制され、当社株式の希薄化が急速に進むことがないように、行使指示の対象となる本新株予約権の個数が限定される仕組みとなっております。加えて、修正後行使価額の下限は104円と設定されていることから、株価下落時においても当社株式の希薄化が過度に進むことを回避しつつ、一定額以上の資金調達を行うことが可能となります。

## (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1)資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討致しました。その結果、当社は、下記「(4)本スキームの特徴 (iii)他の資金調達手段との比較」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には、各々デメリットがある中で、AK Capitalより提案を受けた上記「(2)資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「(4)本スキームの特徴 (i)メリット」に記載のメリットがあることから、下記「(4)本スキームの特徴 (ii)デメリット」に記載のデメリットを考慮してもなお、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、本スキームによる資金調達を行うことを決定したものです。

## (4) 本スキームの特徴

### (i) メリット

#### 固定行使価額による希薄化の抑制

当初行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日の名古屋証券取引所の市場終値の90%である348円(円未満切上げ)と設定しており、行使価額は原則として固定されています。下記に記載の通り、セーフティ・ネット条項に基づき、一定の条件が充足された場合に行使価額が修正されますが、株主価値の保護を目的として速やかに資金調達を行う必要性が高いと当社が判断した場合に限定されております。また、セーフティ・ネット条項に基づき、行使価額の修正が行われた場合であっても、以降は修正後行使価額で固定されます。そのため、株価動向に関わらず希薄化が生じる可能性が高い、日々行使価額が修正される条項が付された新株予約権等と比し、既存株主の株主価値に配慮した資金調達手段であると考えております。

#### 最大交付株式数の限定による希薄化の抑制

本新株予約権の目的である当社普通株式数は337,500株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、当初の予測を超えて希薄化が急速に進むことはありません。

#### セーフティ・ネット条項による債務超過解消手段の確保

上記に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、上記(2)に記載のとおり、平成30年1月上旬に公表する予定の平成30年2月期第3四半期決算短信において当社が開示する四半期連結貸借対照表における純資産合計の額が0円未満である場合に限り、当社の判断により、当社が指定する個数の本新株予約権の行使を割当予定先に対し指示することが可能です。これは、当社が名古屋証券取引所セントレックス市場の株式上場廃止基準第2条の第1項第4号(債務超過)の規定に基づき、上場廃止基準にか

かる猶予期間に入っており、平成30年2月期末時点で連結貸借対照表における債務超過を解消できなかった場合には上場廃止となるため、これを回避するための条項であります。尚、当社が指定する本新株予約権の個数は行使指示時点で残存する本新株予約権の個数に限定されるため、当初の予測を超えて希薄化が急速に進むことはありません。また、行使指示が行われた場合には、行使価額が修正後行使価額に修正されますが、行使指示の対象となる本新株予約権の個数は、これに修正後行使価額を乗じた払込金額の合計額が80百万円未満となるよう調整される設計となっております。そのため、株価上昇時には、債務超過解消のために合理的に必要な資金額以上に本新株予約権の行使が強制され希薄化が急速に進むことがないように、行使指示の対象となる本新株予約権の個数が限定されます。加えて、修正後行使価額の下限は104円と設定されていることから、株価下落時においても当社株式の希薄化が過度に進むことを回避しつつ、一定金額以上の資金調達を行うことが可能となります。

取得条項による資本政策の柔軟性の確保

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生しません。これにより、当社は資本政策の柔軟性を確保することができる設計となっております。

自己株式の割当による希薄化の抑制

本新株予約権が行使された場合には、当社が保有する自己株式を割り当てする予定です。これにより、新株発行する場合に比較して、発行済株式総数を増加させない分、株主価値の希薄化を抑制することが可能です。

## (ii) デメリット

当初に満額の資金調達ができないこと

本新株予約権の特徴として、原則として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、発行当初に満額の資金調達を行うことができない仕組みとなっております。

株価低迷時に、権利行使がされない可能性

本新株予約権は、通常、株価が行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e . 株券等の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら保有株式を売却する可能性があります。そのため、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。ただし、割当予定先からは、運用に際しては市場への影響に細心の注意を払って売却する旨の説明を受けております。

買戻請求権による発行価額の払戻しの可能性

本新株予約権は、一定の条件を満たした場合には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の発行価額相当額で買い取りの請求を行える買戻請求権が付されております。具体的には、割当予定先は、

- ・本新株予約権の割当日から1年11か月経過した場合
- ・当社が名古屋証券取引所より監理銘柄又は整理銘柄に指定された場合

のいずれかに該当した場合において、いつでも、当社に対して本新株予約権の取得希望日から5取引日前までに事前通知を行い、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することを請求する権利を有しております。そのため、当該権利が行使された場合には、本新株予約権が行使されなくなることに加え、本新株予約権の発行価額が当社から払い戻されることとなります。

## (iii) 他の資金調達手段との比較

公募増資

公募増資による新株式発行及び自己株式処分は、資本増強を一度に実現可能とするものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、これによる株価下落等、既存株主の株主価値に対する悪影響が大きくなるリスクがあります。さらに公募増資によった場合、直近の当社の株式の流動性を鑑み、一挙に市場の需給関係が悪化する可能性もあることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

第三者割当による新株式発行又は自己株式処分

第三者割当による新株式発行又は自己株式処分は即時の資金調達のために有効な方法であり、かつ当社は自己株式731,067株(発行済株式総数の37.11%)を保有していることから、自己株式処分を最優先課題として検討を行い、割当予定先であるAK Capitalと議論を行いました。しかし、現状の当社の財務状況及び株式の流動性を勘案した場合、純投資を前提とした割当予定先にとりリスクが過大である旨、AK Capitalより指摘されましたが、同時に当社グループの債務超過解消の可能性を高め、本新株予約権が行使されないリスクを回避して資金調達を行えるように、上記「(4)本スキームの特徴について セーフティ・ネット条項による債務超過解消手段の確保」に記載しておりますような債務超過解消のための手段をご提案いただけただことから、第三者割当による新株式発行又は自己株式処分の引受先が見つからない可能性が高いリスクを回避すべきと判断いたしました。また、既存株主の株主価値との関係におきましても、公募増資と同様、発行時に希薄化を一度に引き起こすため、これによる株価下落等、悪影響が大きくなるリスクがあることも勘案し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

株主割当による新株式発行又は自己株式処分

株主割当増資による新株式発行又は自己株式処分では希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるか不透明であり、株主割当増資による資金調達は、当社のニーズに適さないと判断いたしました。

#### 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存株主の応募率が不明であることから資金調達の蓋然性が不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

#### 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達は、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があること、また、今回の資金調達には当社の連結貸借対照表上の債務超過を解消する目的もあるところ、借入又は社債による資金調達では資本増強は実現せず当該目的達成との関係で無意味であることから、借入又は社債による資金調達は適当でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。

3. 当該行使額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記1, (2)に記載のとおり、当社は、割当予定先との間で、平成30年2月期第3四半期決算短信において当社が開示する四半期連結貸借対照表における純資産合計の額が0円未満である場合、当社の判断により、当社が指定する個数の本新株予約権の行使を割当予定先に対し指示することができる旨の合意を締結する予定です。なお、行使指示が行われた場合には、行使価額は修正後行使価額に修正され、また、行使指示の対象となる本新株予約権の個数に修正後行使価額を乗じた払込金額の合計額が80百万円以上の場合には、行使指示の対象となる本新株予約権の個数は、80百万円未満となるよう調整される旨の合意を締結する予定です。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先であるAK Capitalから、AK Capitalと当社代表取締役であり主要株主である正渡康弘との間において、平成29年9月1日から平成31年10月11日までを貸借期間とし、当社普通株式200,000株をAK Capitalが正渡康弘から借り受けることを内容とする株式消費貸借契約を平成29年8月下旬に締結する予定である旨伺っております。AK Capitalは当該株式貸借契約において同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、本新株予約権の行使に係る当社普通株式の売付け(つなぎ売り)とする旨確認しております。つなぎ売りとは、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で当社株式の売付けを行うことであります。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならないものとします。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできないものとします。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生するものとします。

8. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。



## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
118,735,875円	2,300,000円	116,435,875円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額1,285,875円に本新株予約権の行使に際して当初行使価額で全て行使された場合の見込額117,450,000円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりです。

なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

・登記費用・弁護士費用・価格算定費用 2,000,000円

・割当予定先予定先等調査費用 300,000円

3. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

### (2) 【手取金の使途】

第1「募集要項」1「新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）」（注）1.「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」(1)「資金調達の目的」にも記載しておりますとおり、当社グループのフィットネス事業における設備投資による多額の減価償却費の負担が発生していること及びバイク事業における営業成績の不振が影響し、当社は名古屋証券取引所セントレックス市場の株式上場廃止基準第2条の第2第1項第4号（債務超過）の規定に基づき、上場廃止基準にかかる猶予期間に入っており、平成30年2月期末時点で連結貸借対照表における債務超過を解消できなかった場合には上場廃止となる見込みです。

当社グループは、当該状況を解消し、安定的な収益を確保するための企業体質を早急に構築するために、両事業において各種営業施策を講じておりますが、平成30年2月期第1四半期末における現金及び預金の残高は374,781千円であるものの、取引金融機関に対してバイク事業の運転資金として借り換え及び新規借入の申し込みをしても、これに応じていただくことが厳しい状況になっております。取引金融機関への返済資金に充当することも考慮すると、今後の運転資金として十分な額を確保しているとは言い難い状況にあります。

当社グループの資金状況としましては、フィットネス事業は店舗内装工事及びフィットネスマシン購入等開店までに多額の設備投資が発生しますが、その後は商品等の仕入が原則として発生しないため、バイク事業と比較して運転資金は少額であります。一方、バイク事業は高価格の外国製バイクの仕入及び中古バイクの買取り等に係る運転資金が多額であります。

よって、本新株予約権による資金調達を行い、その手取り金はバイク事業の仕入資金の一部に充当する予定であります。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
バイク事業に係る仕入資金の一部に充当	116	平成29年10月～ 平成30年5月

(注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。なお、当社が想定するよりも割当予定先の権利行使が進まなかった場合には、第4回新株予約権（有償ストック・オプション）の割当先である当社代表取締役が権利行使を促すことにより対応する予定です。

2. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	AK Capital株式会社
	本店の所在地	東京都港区元麻布二丁目7番11号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 浅場 信三
	資本金	1百万円
	事業の内容	株式、有価証券、外国為替、不動産その他各種金融商品の保有、売買、並びにこれらに関するコンサルティング
	主たる出資者及びその出資比率	浅場信三 50% 黒田 渉 50%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄および提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成29年2月期第3四半期末において連結貸借対照表上、債務超過となったため、平成29年1月から資金調達の検討を開始いたしました。本資金調達において、割当予定先を選定するに当たり、当社の経営方針・経営戦略、資金需要、資金調達の時期、及び当社の状況を理解していただける割当予定先であるかどうかを重視し、できるだけ早期に割当予定先を選定すべく模索を続けてまいりました。

当社は、本新株予約権の割当予定先の選定にあたっては、経営への介入を排除すべく、(i)純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や経営方針・経営戦略について当社の経営方針を尊重していただけること、(ii)取得した株式を市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけること、(iii)適時に資金調達が実現できる可能性が高い手法であることを重視し、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社、証券会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成29年6月に当社の主幹事証券会社である株式会社SBI証券を介してAK Capital と面談し、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受け、平成29年8月16日開催の当社取締役会において、本新株予約権の発行決議及び本新株予約権発行に係る承認を得るための臨時株主総会を開催することを決議いたしました。

AK Capitalは、日本の上場企業向けに資金を供給し、成長機会創出の支援を目的として設立された、独立系プリンシパル投資会社であり、役員の方々がいずれも10年から30年にわたって金融業界に属し、豊富な投資経験や多様な資金調達に関するアドバイス経験をお持ちであることを書面及び口頭で確認しております。

当社は、AK Capitalに対して、本新株予約権の引受が純投資目的であること及び新株予約権を行使して取得した株式は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であることを、当社代表取締役社長の正渡康弘が口頭にて確認しております。かつ、当社の経営方針・経営戦略、資金需要、資金調達の時期、及び当社の状況を理解し、適時に資金調達が実現できる可能性が高い手法をご提案いただいたことから、割当予定先として選定いたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
AK Capital株式会社	新株予約権 3,375個 (その目的となる株式の総数 337,500株)

#### e. 株券等の保有方針

AK Capitalが、当社の新株予約権を引き受ける理由は、当社の株主価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針との説明を口頭で受けております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の発行にかかる払込み及び権利行使にかかる払込みに要する資金の十分性について、以下のとおり、割当予定先より確認しております。

AK Capitalの払込に要する財産の存在につきまして、現金通帳のコピーを取得したほか、財産状況のヒアリングを行い、新株予約権の払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。また、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領しております。

新株予約権の権利行使につきましては、AK Capitalが当社代表取締役であり主要株主である正渡康弘との間において、平成29年9月1日から平成31年10月11日までを貸借期間とし、当社普通株式200,000株をAK Capitalが正渡康弘から借り受けることを内容とする平成29年8月下旬締結予定の株式消費貸借契約に基づき、AK Capitalが正渡康弘より借り受けた当社株式の売却により得た資金にて、権利行使を行うとの説明を受けております。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先のAK Capital、その役員、及び主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関である株式会社トクチョー（住所：東京都千代田区神田駿河台3-2-1代表取締役：荒川一枝、以下、「トクチョー」といいます。）から受領した報告書にて確認しております。トクチョーは、公開情報（登記簿謄本などの官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集）、独自情報（公開情報からトクチョーが独自に構築した反社会的・反市場的勢力の過去データとの照合）、及びこれらの情報から疑わしい対象やネガティブな情報のある対象については、さらに掘り下げた分析を行い、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有無について調査しており、当社は、当該報告書が信頼に足るものと判断しております。

なお、当社は、割当予定先が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当社として確認しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを防げません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎知岳）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、行使価額修正条項等の本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないうこと、割当予定先は当社からの行使指示が発生していない場合には株価が権利行使価額を上回る限り出来高の20%程度までの範囲内で速やかに権利行使及び売却を行い、当社からの行使指示が発生した場合には行使指示に従い強制的に権利行使及び売却を行うことを含みます。）を置き、本新株予約権の公正価値評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の381円としています。また、本新株予約権の行使価額の決定に際し、その基準値として取締役会決議日の直前営業日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値といたしました。これは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の株主価値を反映しているものと判断したことによります。行使価額については、当社グループの財務状況が債務超過であること、当社株式の流動性等の割当予定先に生じるリスクを考慮した結果、当該基準値の90%である348円(円未満切上げ)といたしました。当該基準値の90%とした点については、本新株予約権の払込価額が評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提(この中には、本新株予約権の行使価額が発行時点の当社普通株式の終値の90%であることを含みます。)を踏まえて、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計により現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにしたオプション評価理論に基づき公正価額として算定された評価額と同額であることから、本新株予約権の行使価額が発行時点の当社普通株式の終値の90%であったとしても、過去1ヶ月間(平成29年7月16日から平成29年8月15日まで)の終値の平均値387円に対し10.08%(小数点第3位を四捨五入。以下割合の計算において同じ)のディスカウント、過去3ヶ月間(平成29年5月16日から平成29年8月15日まで)の終値の平均値382円に対し8.90%のディスカウント、過去6ヶ月間(平成29年2月16日から平成29年8月15日まで)の終値の平均値374円に対し6.95%のディスカウントであることから、有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名全員(うち2名は社外監査役)は、株式会社赤坂国際会計は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、並びに、本新株予約権の払込金額の算定にあたっては、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該機関の算定した評価額は合理的な公正価格と考えられ、当該評価額と同額が払込金額とされていることから本新株予約権の発行は有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。また、当初行使価額が決議日の前営業日の市場終値の90%となる点及び修正後行使価額がセーフティ・ネット条項発動時に行使指示日の市場終値の75%となる点についても、当社株式の株価及びボラティリティ、当社株式の流動性、セーフティ・ネット条項発動時は債務超過が継続しており当社の信用リスクが拡大していることを前提に、株主価値向上に資すると考えられる債務超過解消に向けて一定程度新株予約権の行使が進むことが期待できることから、合理的である旨の意見もあわせて表明しております。そして、当社取締役会においては、監査役3名から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行により交付される株式数は、337,500株(議決権個数は3,375個)であります。平成29年7月31日現在の当社発行済株式総数1,970,000株に対して17.13%であります。全て自己株式を割り当てする予定であるため、持株比率及び1株当たりの価値について希薄化は生じません。ただし、議決権比率については、平成29年2月28日現在の議決権総数12,386個に対しては27.25%の希薄化が生じることになります。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数337,500株に対して、当社株式の過去6ヶ月間(平成29年2月から7月まで)における1日あたり平均出来高は、3,027株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の0.90%であります。

本新株予約権の行使により発行される当社株式につきましては、割当予定先であるAK Capitalは、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を順次売却していく意向である旨聴取により確認しております。このことから、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、株式価値に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、AK Capitalからは、運用に際しては市場への影響に細心の注意を払って売却する旨の説明を受けております。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数337,500株を行使期間である2年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は689株となり、上記1日当たりの平均出来高の22.76%となるため、本資金調達に及ぼす株価への影響は大きくなるおそれがあると考えております。他方、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社は、本資金調達によって、バイク事業の収益安定化を資金面から支え、株価下落の影響を最小限に抑えるとともに、速やかな債務超過解消により自己資本の増強を図り、上場廃止による株主価値毀損のリスクを回避することが既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権の発行による希薄

化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行により交付される株式数は、337,500株(議決権個数は3,375個)であり、平成29年7月31日現在の当社発行済株式総数1,970,000株に対して株式数ベースでは17.13%となりますが、議決権ベースでは平成29年2月28日現在の議決権総数12,386個に対しては27.25%の希薄化が生じることになるため、本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定される大規模な第三者割当による新株予約権の発行に該当いたします。

そのため、当社は、本新株予約権発行の妥当性について株主の意思確認を実施することとし、本新株予約権の発行は、平成29年10月10日開催予定の臨時株主総会において本新株予約権発行について普通決議による承認が得られることを条件としております。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
正渡 康弘	東京都葛飾区	463,272	37.39	463,272	29.39
AK Capital株式会社	東京都港区元麻布二丁目7番11号	-	-	337,500	21.41
山田 浩司	千葉県柏市	54,140	4.36	54,140	3.43
斎藤 文男 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	シンガポール共和国 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	40,000	3.22	40,000	2.54
松本 大樹	千葉県成田市	26,900	2.17	26,900	1.71
土屋 勉	東京都渋谷区	22,550	1.82	22,550	1.43
石田 敦信	東京都千代田区	13,788	1.11	13,788	0.87
横尾 文子	埼玉県さいたま市見沼区	8,000	0.64	8,000	0.51
花房 太郎	奈良県北葛城郡	7,200	0.58	7,200	0.46
森 清高	福井県福井市	4,000	0.32	4,000	0.25
計	-	639,850	51.61	980,850	62.00

- (注) 1. 平成29年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。  
 2. 上記のほか、当社が保有している自己株式が731,067株あります。  
 3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出にあたっては、割当後の所有株式数に係る議決権数を、平成29年2月28日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。  
 4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位以下を四捨五入しております。  
 5. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先であるAK Capitalが本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数になります。AK Capitalからは、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式に基づき当社経営に介入したり支配株主として行動したりする意思はなく、純投資の方針に基づき一時的に当社普通株式を保有しつつ、市場動向に配慮しながら順次売却を進めていく意向であることを、当社は口頭で確認しております。このため、AK Capitalが本新株予約権の行使の結果、取得する予定の当社普通株式については長期保有が見込まれておりません。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

##### (1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

第1「募集要項」1「新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)」(注)1、「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」(1)「資金調達の目的」にも記載しておりますとお

り、当社グループのフィットネス事業における設備投資による多額の減価償却費の負担が発生していること及びバイク事業における営業成績の不振が影響し、当社は名古屋証券取引所セントレックス市場の株式上場廃止基準第2条の2第1項第4号(債務超過)の規定に基づき、上場廃止基準にかかる猶予期間に入っており、平成30年2月期末時点で連結貸借対照表における債務超過を解消できなかった場合には上場廃止となる見込みです。

また、平成30年2月期第1四半期においても親会社株主に帰属する四半期純損失32,303千円を計上した結果、四半期連結貸借対照表上108,892千円と債務超過額が増加いたしました。当社グループは、当該状況を解消し、安定的な収益を確保するための企業体質を早急に構築するために、両事業において各種営業施策を講じておりますが、当該施策が想定どおりに進捗せず、平成30年2月期末時点で債務超過を解消できない恐れがあります。

また、平成30年2月期第1四半期末における現金及び預金の残高は374,781千円であるものの、金融機関への返済資金に充当することも考慮すると、今後の運転資金として十分な額を確保しているとは言い難い状況であるため、営業施策で債務超過を解消できない場合に備えるとともに、運転資金の確保を目的として本新株予約権による資金調達を行うものであります。

## (2) 資金調達の方法として本新株予約権の発行を選択した理由

当社は、上記「大規模な第三者割当増資を行うこととした理由」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。その結果、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1, (4) 本スキームの特徴」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、AK Capitalより提案を受けた本スキームに基づく本新株予約権発行のメリットに鑑みれば、そのデメリットを考慮してもなお、本新株予約権による資金調達が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたし、資金調達の方法として、本新株予約権の発行を選択したものであります。

## (3) 大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本新株予約権発行は、大規模な第三者割当に該当いたします。このような希薄化は、株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。

しかしながら、当社取締役会といたしましては、本新株予約権の行使が進むことによりバイク事業の収益安定化を資金面から支え、株価下落の影響を最小限に抑えるとともに、速やかな債務超過解消により自己資本の増強を図り、上場廃止による株主価値毀損のリスクを回避することが既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権の発行による希薄化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。当社取締役会におけるこれらの判断に対して、社外取締役及び監査役からは特段の意見は表明されておりません。

もっとも、当社取締役会は、株主意思を尊重する観点から、本新株予約権発行の必要性及び相当性については、株主の皆様意思確認を実施することとし、本新株予約権の発行は、平成29年10月10日開催予定の臨時株主総会において本新株予約権発行について普通決議による承認が得られることを条件としております。

## (4) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

本新株予約権の発行は、希薄化率が25%以上となることから、名古屋証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第34条に基づき、(1)経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は(2)当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの対応が必要となります。

この点、当社はより株主意思を尊重する観点から、上記(2)の株主の意思確認手続を実施する予定であり、平成29年10月10日に臨時株主総会を開催し、本新株予約権の発行による資金調達の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくこととしております。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）及び四半期報告書（第15期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月16日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について重要な変更はその他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期事業年度）の提出日以降、本届出書の提出日（平成29年8月16日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成29年5月26日提出 臨時報告書）

#### 1. 提出理由

当社は、平成29年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日  
平成29年5月25日

#### (2) 決議事項の内容

第1号議案 監査役1名選任の件  
監査役として、川俣延茂氏を選任する。

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額50百万円以内（うち社外取締役は10百万円以内）の金銭報酬債権を支給することとし、付与する譲渡制限付株式の総数は年10万株以内とする。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 監査役1名選任の件 川俣 延茂	7,688	80		(注) 1	可決 95.40
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	7,589	180		(注) 2	可決 94.17

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

#### 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年5月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半期)	自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日	平成29年7月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

#### 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月24日

株式会社アークコア  
取締役会 御 中

### 監 査 法 人 コ ス モ ス

代表社員 公認会計士 太 田 修 二 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 櫻 井 真由美 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークコアの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アークコア及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、連結貸借対照表上76,589千円の債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アークコアの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アークコアが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

株式会社アークコア  
取締役会 御 中

### 監 査 法 人 コ ス モ ス

代表社員 公認会計士 太 田 修 二 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 櫻 井 真由美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークコアの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アークコアの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度及び当事業年度において営業損失を計上した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年7月10日

株式会社アークコア  
取締役会 御中

### 監査法人コスモス

代表社員 業務執行社員	公認会計士	太	田	修	二	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	富	田	昌	樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークコアの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年3月1日から平成29年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークコア及び連結子会社の平成29年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、連結貸借対照表上債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していた。また、当第1四半期連結累計期間においても親会社株主に帰属する四半期純損失32,303千円を計上しており、四半期連結貸借対照表上108,892千円の債務超過となっている。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が引き続き存在しており、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。